改正後	改正前
【代理人の氏名又は名称】(4) 【代理人の住所又は所在地】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】(5) 【連絡場所】 【電話番号】 【縦覧に供する場所】(6) 名称 （所在地） ［第一部・第二部　略］ （記載上の注意） (1)　一般的事項 ［a～g　略］ h　提出会社が法第２条第２項第４号に掲げる権利の発行者である場合における「第一部企業情報」に掲げる事項は、(7)から(26)までに準じて記載すること。 ［(2)～(33)　略］	【代理人の氏名又は名称】(4) 【代理人の住所又は所在地】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】(5) 【連絡場所】 【電話番号】 【縦覧に供する場所】(6) 名称 （所在地） ［第一部・第二部　同左］ （記載上の注意） (1)　一般的事項 ［a～g　同左］ ［加える。］ ［(2)～(33)　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正） **第四条**　外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
（適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者の代理人） **第一条の三**　その有価証券発行勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。）が適格機関投資家向け勧誘（法第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。以下同じ。）に該当する外国債等の発行者は、本邦内に住所を有する者であつて、当該有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国債等の発行者を代理する権限を有するもの（第一条の四において「発行者の代理人」という。）を定めなければならない。 （暗号資産の換算等） **第一条の九**　この府令の規定により作成することとされている書類中、暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）をもつて数量を表示するものがあるときは、主要な事項について当該数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に当たつて採用した換算の基準を付記するとともに、当該暗号資産の名称及び概要を記載しなければならない。 ２　法第二条の二及び令第一条の二十三に定めるもののほか、暗号資産は、この府令の規定の金銭又は取引に係る金銭とみなして、この府令の規定を適用する。ただし、この府令の規定により作成することとされている書類に記載する事項のうち貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類に記載された事項に準拠するものに係る規定の金銭又は取引に係る金銭については、法第百九十三条に規定する内閣府令の定めるところによる。	（適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者の代理人） **第一条の三**　その有価証券発行勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。）が適格機関投資家向け勧誘（法第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。以下同じ。）に該当する外国債等の発行者は、本邦内に住所を有する者であつて、当該有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国債等の発行者を代理する権限を有するもの（次条において「発行者の代理人」という。）を定めなければならない。 ［条を加える。］